

担当課名	クリーンセンター
案件名	破碎不燃物貯留ホッパー修繕
案件の概要	破碎不燃物貯留ホッパーの修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 12 月 8 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,540,000 円（うち消費税 140,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、破碎不燃物貯留ホッパーの修繕を実施するものである。</p> <p>破碎不燃物貯留ホッパーは、破碎処理した不燃物の中で、がれき類など埋立処分する不燃物を一時貯留する所である。</p> <p>貯留ホッパー下部開閉蓋を長期修繕していないため経年劣化で穴あきが数箇所あり、地面に零れ落ちているため早急に修繕を実施するものである。</p> <p>粗大ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、粗大施設の運営を行いながら、安全性の確保もしながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量も踏まえ、厳密な調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>